平成２２年（フ）第４８１号
神奈川県座間市栗原中央４丁目11番６号
債務者　南口　鈴加
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月21日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８０号
静岡市葵区上土１丁目17番60―208号
債務者　松本奈穂子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１９号
栃木県芳賀郡市貝町大字上根637番地１　エリール清水202
債務者　諏訪　力也
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７２０号
栃木県宇都宮市越戸町122番地３　コーポサザンクロース103、前住所栃木県宇都宮市泉が丘１丁目２番２号　阿久津マンション302
債務者　手塚　舞衣
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４４号
北海道帯広市西24条南３丁目65番地１
債務者　一橋美奈子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７６９号
千葉市中央区宮崎町499番地　前田荘202号
破産者　鎌田　　忠
1　決定年月日　平成22年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第４号
栃木県小山市大字南半田1725番地
破産者　有限会社仲道屋工務店
1　決定年月日　平成22年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９１３号
札幌市中央区宮の森１条１丁目１番39号
破産者　株式会社シルバーリボン
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９００号
北海道江別市いずみ野20番地の３
破産者　有限会社ジャスティス
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４６号
青森県三戸郡南部町大字椛木字袖久保24番地22
破産者　立花喜美子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１５６４号
千葉県八千代市勝田台１丁目42番地３　センチュリーマンション515号、開始決定時の住所千葉県習志野市谷津３丁目１番16―610号
破産者　千葉　晴夫
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６５号
千葉県市川市原木１―22―17プロプリエール303号室、住民票上の住所千葉市若葉区小倉町1764番地22
破産者　岡安　昭夫
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１８号
千葉市若葉区みつわ台３丁目４番７棟304号
破産者　須藤　裕子
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７７号
千葉県船橋市三咲３丁目２番16号　つぼいや第５ビル201号
破産者　橋本　正雄
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７７８号
千葉市若葉区若松町481番地３　コーポハイランド203号
破産者　細木　春男
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９２号
千葉市中央区末広３丁目24番４号　セザール蘇我304号
破産者　内山　春香
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２２７号
千葉県成田市並木町221番地426　ドメイン91・201号
破産者　稲村　清美
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第６５９号
横浜市旭区笹野台４丁目58番３号
破産者　株式会社千成
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２３号
横浜市旭区上白根町1107番地９
破産者　有限会社アサヒボデー
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部